

# 平成26年度第17回定例会

## 八王子市教育委員会会議録（公開）

|   |   |               |           |
|---|---|---------------|-----------|
| 日 | 時 | 平成27年1月28日（水） | 午前9時      |
| 場 | 所 | 八王子市役所 議会棟 4階 | 第3・第4委員会室 |

## 第 1 7 回定例会議事日程

- 1 日 時 平成 2 7 年 1 月 2 8 日 (水) 午前 9 時
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3 ・ 第 4 委員会室
- 3 会議に付すべき事件
- 第 1 第 4 5 号議案 八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する  
条  
例の一部を改正する条例の設定依頼について
- 第 2 第 4 6 号議案 高齢者叙勲候補者の推薦について
- 第 3 第 4 7 号議案 平成 2 6 年度 2 月補正予算の調製依頼について
- 4 報告事項
- ・平成 2 5 年度執行分定期監査結果に基づく措置について (教育総務課)
  - ・中学校給食の申込期間の変更について (保健給食課)
  - ・インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について (保健給食課)
  - ・特別支援教育地域講座について (教育支援課)
  - ・平成 2 5 年度における児童・生徒の問題行動等の実態について (指導課)
  - ・平成 2 6 年度八王子市立小中学校合同作品展「第 1 0 回おおるり展」  
について (指導課)

---

## 第 1 7 回定例会追加議事日程

- 1 日 時 平成 2 7 年 1 月 2 8 日 (水) 午前 9 時
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3 ・ 第 4 委員会室

### 3 会議に付すべき事件

第1 第48号議案 八王子市教育委員会事務局職員人事に関する事務処理  
の

報告について

第2 第49号議案 八王子市教育委員会委員の辞職の同意について

第3 第50号議案 八王子市教育委員会委員の辞職の同意について

第4 第51号議案 市議会定例会提出議案の意見聴取について

---

八王子市教育委員会

出席委員（5名）

|      |       |       |
|------|-------|-------|
| 委員 長 | （1 番） | 小田原 榮 |
| 委員   | （2 番） | 和田 孝  |
| 委員   | （3 番） | 星山 麻木 |
| 委員   | （4 番） | 金山 滋美 |
| 教育 長 | （5 番） | 坂倉 仁  |

教育委員会事務局

|              |        |
|--------------|--------|
| 教育 長（再掲）     | 坂倉 仁   |
| 学校 教育部 長     | 野村 みゆき |
| 学校教育部指導担当部長  | 相原 雄三  |
| 教育 総務 課 長    | 小林 順一  |
| 学校 教育 政策 課 長 | 小俣 勇人  |
| 施設 管理 課 長    | 岡 功英   |
| 保健 給食 課 長    | 新納 泰隆  |
| 教育 支援 課 長    | 穴井 由美子 |
| 指 導 課 長      | 細井 東   |
| 教 職 員 課 長    | 廣瀬 和宏  |
| 統括 指導 主事     | 山本 武   |
| 統括 指導 主事     | 斉藤 郁央  |
| 生涯学習スポーツ部長   | 天野 克己  |
| 生涯学習政策課長     | 小柳 悟   |
| スポーツ振興課長     | 立川 寛之  |
| スポーツ施設管理課長   | 橋本 徹   |
| 学習支援課長       | 新井 雅人  |
| 文化財課長        | 田島 巨樹  |
| こども科学館長      | 牛山 清志  |
| 図書館部長        | 豊田 学   |

|              |      |
|--------------|------|
| 中央図書館長       | 中村照雄 |
| 生涯学習センター図書館長 | 青木正美 |
| 南大沢図書館長      | 村田浩三 |
| 川口図書館長       | 福島義文 |

|         |       |
|---------|-------|
| 教育総務課主査 | 野田明美  |
| 教育総務課主査 | 堀川悟   |
| 保健給食課主査 | 溝呂木容子 |
| 保健給食課主査 | 平沼丈夫  |
| 教育支援課主査 | 栗澤哲也  |
| 指導課指導主事 | 野村洋介  |
| 指導課指導主事 | 星野正人  |
| 指導課主査   | 持田勝   |
| 教職員課主査  | 石川智也  |

事務局職員出席者

|          |       |
|----------|-------|
| 教育総務課主任  | 川村直   |
| 教育総務課主任  | 村石英里  |
| 教育総務課嘱託員 | 村尾ひとみ |

【午前9時00分開会】

○小田原委員長 大変お待たせいたしました。

本日の委員会の出席は5名全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成26年度第17回定例会を開会いたします。

いつも申し上げておりますように、本日も一部照明を消灯いたしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は、2番、和田孝委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

なお、本日、追加議事日程の提出がありました。これについても議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。

また、議事日程中、第46号議案は審議内容が個人情報に及ぶため、また第49号議案及び第50号議案は人事に関する案件であるため、またさらに第47号議案ははまだ意思形成過程のため、いずれも地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び第7項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 これも御異議ないものと認めます。

さらに、議事日程中、追加議事日程第1の第48号議案につきましては、議事進行の都合上、八王子市教育委員会会議規則第9条の規定に基づき、議事日程を変更いたして、最初の議題といたしたいと思いますが、これも御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、議事日程を進行いたします。

---

○小田原委員長 追加日程第1、第48号議案「八王子市教育委員会事務局職員人事に関する事務処理の報告について」を議題に供します。

本案について、教職員課から説明願います。

○廣瀬教職員課長　それでは、第48号議案「八王子市教育委員会事務局職員人事に関する事務処理の報告について」を、担当の石川主査より説明いたします。

○石川教職員課主査　八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において事務処理をしたことについて報告し、承認をお願いするものです。

前回、1月14日の定例会において承認をいただき、野村学校教育部長を教育総務課長事務取扱としておりましたが、その件について平成27年1月27日付で事務処理をし、教育総務課長事務取扱を解く発令を平成27年1月28日付で行いました。

報告の内容は以上となります。

○小田原委員長　教職員課からの説明は終わりました。

本案につきまして、御質疑ございませんか。——いかがですか、よろしいですか。

それでは、お諮りいたしますけれども、ただいま議題となっております第48号議案につきましては、御提案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長　御異議ないものと認めます。よって、第48号議案についてはそのように承認することにいたしました。



○小田原委員長　次に、日程第1、第45号議案「八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の設定依頼について」及び追加日程第4、第51号議案「市議会定例会提出議案の意見聴取について」の2議案はともに関連しておりますので、一括議題に供します。

本案について、教育総務課から御説明願います。

○小林教育総務課長　それでは、第45号議案「八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の設定依頼について」及び第51号議案「市議会定例会提出議案の意見聴取について」を説明いたします。

議案の説明の前に、まず教育委員会制度の今回の改革の概略を堀川主査より説明いたしまして、その後、議案の説明をさせていただきたいと思っております。

○堀川教育総務課主査　教育委員会制度改革についてご説明いたします。

第45号議案関連資料の最終ページを御覧ください。

1 改正内容。大きく分けて3点ございます。

(1)新教育長の設置。①現行の委員長職は廃止いたします。②委員長の役割は、新教育長に一本化し、責任体制を明確化します。③新教育長は、議会の同意を得て、首長が直接任命、任期は3年となります。現行は4年の任期となっております。

詳細ですが、新教育長は、教育委員会の構成員ではありますが、委員ではなくなります。続きまして、新教育長は、特別職のみの身分に変更されます。現行の教育長は、教育委員としての特別職と教育長としての一般職をあわせ持つ身分でございました。

(2)教育委員会について。①教育委員会は引き続き独立した執行機関として存続し、委員の任期は先ほどの新教育長とは違いまして、今まで通り4年です。②教育委員会と首長の職務権限に変更はございません。③教育委員によるチェック機能の強化ということで、委員の定数3分の1以上からの会議の招集の請求と、教育長に委任された事務の管理・執行状況の報告が規定されました。

(3)首長の権限の強化ということで、①総合教育会議を設置いたします。首長は総合教育会議を設置し、招集します。構成員は首長と教育委員会です。総合教育会議において、教育施策の大綱等についての協議・調整を行います。会議は原則公開となっております。②教育施策の大綱の策定については、首長と教育委員会が協議・調整の上、首長が教育施策の大綱を策定する形になります。

この改正に伴いまして、教育委員会では「八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する条例」の改正が必要となってまいります。条例施行日は平成27年4月1日となっております。

以上でございます。

○小林教育総務課長　それでは、第45号議案「八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の設定依頼について」は教職員課から御説明いたします。

○廣瀬教職員課長　それでは、第45号議案「八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の設定依頼について」を、教職員課担当の石川主査より御説明いたします。

○石川教職員課主査　それでは、関連資料をもとに御説明いたします。

条例の改正点は3点ございます。

1点目は、条例の名称について、八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する条例の「給料及び旅費等」の部分を「給与等」に改め、「八王子市教育委員会教育長の給与等に関する条例」といたします。

2つ目の改正点は、教育長の職務専念義務の特例について、一般職の例によることとし、その職務専念義務の免除についての承認について、「任命権者又はその委任を受けた者」とある部分を「教育委員会」といたします。

3つ目の改正点といたしまして、改正の趣旨ではございませんが、各条文の見出しがございませんでしたので、見出しの設置を行います。

続きまして、改正の理由についてですが、今回の制度改正で教育長は特別職となります。また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」で、教育長の職務に専念する義務について規定されます。特別職となっても、一般職と同じ職務に専念する義務の特例に関する条例の適用を受けられるよう、改正を行うものであります。

また、教育委員会制度の趣旨である教育の中立性、継続性、安定性を確保するため、教育長に対する市長の関与が強くなり過ぎないように、職務専念義務の免除についての承認は、任命権者である市長ではなく、教育委員会で行えるようにいたします。

施行期日は平成27年4月1日からとなります。

以上の内容の条例の一部改正を市長に依頼をいたします。

説明は以上です。

○小林教育総務課長　続きまして、第51号議案「市議会定例会提出議案の意見聴取について」を堀川主査よりご説明いたします。

○堀川教育総務課主査　本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、八王子市長から意見を求められたことについて、裏面のとおりの回答するものです。

裏面を御覧ください。

内容ですが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月1日に施行されることに伴い、3本の条例改正が行われるため、意見を求められております。

続きまして、議案関連資料を御覧ください。

2 改正内容、(1)八王子市表彰条例についてですが、主な変更箇所として、第10条第1項第3号中「教育委員会の委員」となっている箇所につきまして、教育長が教育委員会の委員でなくなるため、「教育長」を新たに設けるものです。

続きまして、裏面になります。

(2)非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例についてですが、委員長職が廃止されることに伴い、規定整備を行うものです。

続きまして、(3)八王子市特別職報酬等審議会条例についてですが、教育長が特別職となり、本条例の対象となるため、教育長を追加するものです。

こちらにはございませんが、このほか「八王子市議会委員会条例」につきましても、委員長職が廃止されることに伴い、規定整備が行われます。こちらにつきましては、議員提出議案として提出されます。

そのほかですけれども、教育委員会で必要となる規則改正につきましては、次回以降の定例会で諮らせていただきます。

施行の日ですが、全て平成27年4月1日となります。

これについて、議案の裏面にありますように、異議ありませんという形で回答したいと思います。

以上でございます。

○小田原委員長 教育総務課からの説明は終わりました。

本案について、2つあるわけですが、御質疑、御意見ございましたらどうぞ。

○和田委員 ここで議論するのは、今回提出されている条例に関する内容の審議ということで、制度改革についての意見ではないという理解でよいでしょうか。

○小林教育総務課長 制度改革につきましては、国の方で昨年の6月に法律が成立し、今年の4月から施行となっておりますので、法改正についてご意見をいただくということではありません。今回はそれを踏まえて条例等の改正をここで行いますので、そちらについての御意見等をいただく形になります。

○和田委員 ではそれに従いまして、まず1点目は、「八王子市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例」の中で、職務に専念する義務の特例というのが今回新たに入ってきて、第8条に書かれているわけですが、新しい教育長については特別職のみの身分に変更されているわけで、その中においてさらに一般職員としての職

務専念義務の特例を設けるといふのはどういふ意味なのでしょう。特別職にさらに職務専念義務を設けるといふことについての説明を改めてお願いします。

○小林教育総務課長　今までは教育委員かつ教育長であり、教育委員は特別職で、教育長は一般職の身分を有しておりました。新たな教育委員会制度改革に伴う新教育長につきましては、特別職の教育長に身分が変わります。特別職の教育長に変わりますと、地方公務員法の適用を受けないこととなりますので、職務専念義務といふのが基本的には適用されない職です。

しかし、国は今回の教育委員会制度改革を行うにあたり、教育長については常勤の特別職で職務専念義務を課すことといたしました。つまり、常勤の特別職であるためには、勤務時間や職務専念義務の規定を設ける必要があります。ここで規定をしませんと、地方公務員法が適用されない特別職ですので、職務専念義務がないといふ解釈になりますので、こちらの条例の中で規定をすることでございます。

○和田委員　職務専念義務といふのは、基本的には勤務時間、職務に関する内容についての専念になるわけですが、教育長に関しては、新教育長であっても時間を超えてさまざまな職務に応じるわけですね。今回、これを設定することによって、職務中は全て職務専念義務が発生するということになると、勤務時間を超えて職務専念義務が波及する、そういう点は特に問題ないのですか。職務専念義務は必ずしも勤務時間内ではないといふ解釈になりませんか。

○小林教育総務課長　一般職も勤務時間内、または時間外勤務が命令をされている時間については職務専念義務が生じています。現教育長につきましても通常の勤務時間、またはそれ以外でも土曜日、日曜日も多々出る機会がございますけれども、そこも職務ということであれば、職務専念義務は生じております。

○和田委員　生活の大部分を職務専念義務に影響を受けそうで、何だか新教育長が気の毒になります。このことによって生活がかなり制約されるようなことはないのですか。職務に専念することは当たり前のことですから、わざわざ設定する必要もないのでは、といふ気もしないでもないです。

○石川教職員課主査　今回の法改正につきましては、必ず教育長の勤務時間を規定しなくてはいけないといふものではございません。教育長が特別職になるということ、勤務時間については、あえて一般職と同じような8時半から5時15分のような勤務時間を別に定める必要はないといふことで、今回考えております。

○小田原委員長　　公式の場ですので、根拠法規を示して、ここにこういうふうに書いてある、あるいは文科省の通達ないしは見解、解説といった中で、こういうふうに示されているというような形で示して説明された方がいいと思います。

つまり、和田委員が心配しているのは、特別職についての職務専念義務を課す場合に、全てのところで職務違反だというところが問われてくるとすると、これはいろいろな支障が起るでしょうから、そのところをはっきりさせたいということですね。気の毒だと仰っていましたが、気の毒というよりは無理が生じてくるのではないかというところがあるので、このようになっているのを準じて八王子でもこのように考えますという言い方をした方がいいのではないかなと思います。

○石川教職員課主査　　文科省からの基本例等の通知からも、法改正の中で勤務時間を規定しなくてはいけないということは読み取ることはできません。

○小田原委員長　　教育長を特別職とするという規定があるわけでしょう。その中で、職務専念義務の特例の規則があるわけですね。

○野村学校教育部長　　「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正の中では、法の11条の4で教育長は常勤とするとしています。さらに5で、教育長は、法律または条令に特別な定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責務を有する職務にのみ従事しなければいけないという専念義務を課しています。教育長のお仕事、職責を鑑みますと、教育委員と同様の職務義務を課する必要があります。また常勤であることから、勤務時間中及び職務上の注意力の全てを職務遂行のために使いなさいという規定をする必要があります。

例えば、営利企業への従事、これについての制限を課さなければならないということで、職務専念義務を設けたということになっていますので、それに従って条例もそのように改正することにしています。

○小田原委員長　　「常勤とする」というのは一般職員と同じような勤務時間になるのかということですね。地方公務員法が適用されないから、この条例で職務専念の特例に値しますよという言い方なのですね。

○野村学校教育部長　　全ての時間に職務の専念が必要だということです。

○和田委員　　通常、公務員については職務上の義務と身分上の義務があるわけで、通常は職務専念義務というのは職務上の義務に属する内容になるわけですね。この特

例を考えて特別職に当てるとということになると、身分上の義務にはならないのでしょうけれども、職務が余りにも広い範囲で行われるために、勤務時間の適用がまずできないのではないのでしょうか。職務をどこまで考えるかということの考え方を明確にしないと、全ての身分に及ぶようなところまでも専念義務が発生してくるのではないかということをご心配しているのですが、説明としては、一般職としての義務を負うということで、今お話しいただいたように、兼職兼業であるとか、政治的な行為についても制約されるというようなことも含めての専念義務ということで理解すればいいのかなと思っています。

○野村学校教育部長　　というふうに、文科の逐条解説にもそのような形で書いてあります。

○小田原委員長　　ということで、よろしいですか。

○和田委員　　勤務時間というように限定しないで、身分上の義務として行動への制約があり、ある一定の措置がとられますよという、そういう解釈でいいわけですね。先ほどの説明の中では出勤退勤のような勤務時間の話が出てきたものですから、そういう勤務時間上の制約があるのかということをご確認させていただいたのですが。

○野村学校教育部長　　解説を直接読みますと、職務専念義務が十分に遂行されることを保障するため、これに直接間接に悪影響を及ぼすような行為を職員が行うことを勤務時間の内外を問わず制限する必要がある。そういう観点から、営利企業への従事を制限する必要があると書いてあります。そういう意味で職務専念義務が法律の中に書かれたということですので、条例についてもそのような形で示したところです。

○石川教職員課主査　　少し説明をさせていただきたいと思います。

今回、もともと地方公務員法上の服務規程を適用されておりましたが、制度改正により、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に職務専念義務が明文化されました。改めて明文化されたということを受けまして、その義務に対しての免除という特例を受けることとなります。ですので、今まで受けておりました一般職の職務専念義務の免除というものではなく、特別職として新たに明文化された職務専念義務に対する免除の設定をするために、条例の改正を行うという内容となります。

○小田原委員長　　よろしいですか。そのほかいかがですか。

○和田委員　　もう一点は任命権者の件なのですが、新教育長は首長が任命するわけですから

よね。この内容の任命権者のところが教育委員会になっているのですが、その解釈はどういうことになるのですか。

○石川教職員課主査 任命権者につきましては、改正により、市長が議会の同意を得て任命するということになっておりますので、一旦は市長ということになります。しかし、先ほども御説明いたしました教育委員会制度の趣旨というのが、教育の中立性、継続性、安定性を確保するためということでありますので、市長から距離を置くということ、それから教育長に対する市長の関与が強くなり過ぎないようにするために、あえて教育委員会で行うように設定するものであります。

○小田原委員長 そういうことなのでしょうが、僕はここが新しい制度の問題点だと思っているんですね。今、石川主査の説明で二度繰り返されたのですが、前半の教育の政治的中立性を担保するためというところまではいいのですが、その後の継続性、安定性の部分というのを僕は削ってほしいんですよ、説明の中ではね。それを言うと、新しい制度が生きないと思うのです。今の御指摘のように、首長が教育長を任命するという形であるのに、このところで任命権者は教育委員会とすると、何だかわからなくなってしまいますよね。

僕は、ここで言わなければならないと思ってこう言っているのですが、これは新しい制度の問題点がここにあるからだと思うんですね。法律そのものがそういう形でできているので、仕方がないとは思っているのですが、希望としては要りません。

○野村学校教育部長 現行の教育長というのは教育委員会のもとにあって、首長からの政治的独立性を保障しているわけですよね。それと同じ考え方を残すために、こういう解釈を国ではしていると理解しています。

○小田原委員長 それを受けて、この条例もそういうふうにするんですよという、そういうことですよね。私もこれは要らないと思いますよ。

○坂倉教育長 そうですよね。解釈は別にして、任命権者またはその委任を受けた者というふうにしている法律のところを条令の中で別の者にしてしまうことは、いいのでしょうか。

○小田原委員長僕はよくないと思いますよ。僕はよくないと思うのですが、と言って今ここで変えなさいというのも、これは大変なことですよね。

○野村学校教育部長 ちょっと大変かもしれませんね。文科省の逐条解説にはそのような説明が書いてありますので。

○小田原委員長 文科省の言う通りに説明するのではなく、これから議会でどのように説明していくかというところがあると思うのですが、法律の趣旨を本市が受けて、そういう制度を導入するということですから、その法律の趣旨に則っているわけです。ですから後半の部分については、なぜ教育委員会が任命権者なのかと問われたら、これは今までの制度の趣旨というか、理念を残しているというような言い方になるのでしょうかね。

○野村学校教育部長 そうも書いてあるんですけど。

○坂倉教育長 しかし、一般職員の条例ではどうなっているのですか。任命権者までは決めていませんよね。例えば、部長なり副市長なりとか、実際は市長でしょうけど、任命権者の順序をおろしているというのは条例中で規定しているのですか。おそらく規則になると思いますが。

○穴井教育支援課長 専決規定の中でどうなっているかは確認が必要です。

○坂倉教育長 とにかく専決規定であるわけですよ。ですから、これをあえて書くあたりに文科省の意図が伺えるのですが、何かつくりとしておかしい気がしますよね。

○小田原委員長 この第8条というのは一般職員だとどのようになっているのですか。

○坂倉教育長 普通は前半だけです。後半については、その時々で専決で運用していけばいいような気もするんですが。でも、組織が違うから専決しようがないのでしょうかね。

○野村学校教育部長 でも、任命権者は市長なんですよ。

○坂倉教育長 そうですか。事前に規定しなくてはいけないということですね。

○小田原委員長 これからも教育長を除く皆さんは依然として出向という扱いなのか。

○野村学校教育部長 それはそうです。同じです。

○坂倉教育長 それもおもしろいですね。だから、やっぱりそのつくり方ですよ。

○小田原委員長 だから、制度はそこで破綻してくるんでしょうね。

○和田委員 この解釈は、職務専念する義務に関しての任命権者にかわる者として教育委員会が位置づけられているということは、教育長のこれからいろんな職務に関するチェック機能を教育委員会が果たすことになるわけですよ。そうすると、教育長がきちんと職務専念義務に即した職務を遂行しているかという、そういうチェックを教育委員会がしなければならないということを明記しているという解釈では

ないでしょうか。

だから、変な話ですけど、例えば何か勤務時間内に教育長がしなければいけない職務が発生したときに、教育長がそこで職務を果たさなかったとすると、教育委員会がなぜ職務を果たさなかったのかというチェックをしなければならない。首長と違う立場で教育委員会としての機能を果たす、そういう意味合いから、ここにわざわざ教育委員会と書いてあるのかという、そういう解釈もしていたのですが、そういうことではないのですか。

あえてここに教育委員会と書いてある意味というのは、チェック機能の明確化ということから書かれているわけではないのですか。全てに関して任命権者の位置づけを持つというか、あるいは中立性に関するものではなくて、職務専念義務に関してのチェック機能の機能としての明確化じゃないのですか。

○小田原委員長　　そういう意図はないと思いますね。

○小林教育総務課長　　解説の中では、やはり政治的中立性等を担保するために首長から距離を置く、そのために教育委員会が職免の承認をするというところに、そこを何とか担保するというところになります。教育長への関与を首長が強くしてしまい過ぎるというのを危惧しているというところです。

○小田原委員長　　そこだけなんですよね。

○小林教育総務課長　　そこだけです。

○小田原委員長　　和田委員の仰っている教育長に対するチェック機能というのは、もともと私たちが持っているわけであって、教育長は市の職員の1人だったので、そこは首長が権限を持っていたわけですよ。それを今回、首長と教育長の結びつきが強くなったときに、教育委員会をこの条例にあえて書くというのはそこに線を引くだけであって、今までの教育委員会が果たしていた教育長に対するチェック機能というのは条例に書かなければなくなるかいうと、そうではないだろうと思いますよね。

お任せしますが、これはまた解釈がいろいろ出てくるだろうと思いますので、今の議論を踏まえて、どう対応するかは考えておいてください。文科省の解説を根拠にして説明していくとすると、また議論を呼ぶと思いますけどね。

○野村学校教育部長　　法律の成立過程の中で、さまざまな議論があったゆえの解釈だと思うのですが、文科省とすると、やはり教育委員会の独立性というのは担保したい

がゆえに、無理やりこのような解釈をしたのかなという推測はしています。

○小田原委員長　　ですから、これをあえてうちが採用していくとするならば、これまでの教育委員会制度そのものの趣旨といたしますか、大きく言えば4つだと私は思っているのですが、4点を踏まえて、ただし責任の明確化という点では、首長直結の教育長でなければならないんだと、その方が教育行政の責任者は誰なのかというのをはっきりできるということと、教育行政を遂行するためにはこの制度でなければならないのだということを通して行ってほしいなと思います。

○野村学校教育部長　　多分、文科省はそういう解釈をしているんだと思います。

○小田原委員長　　そのときに、首長と教育長との権限がどうこうという話になってしまふとややこしくなるので、そういうことは私どもとしては想定していないわけです。あった場合には、教育委員会制度の趣旨は守っていく制度ですというふうに考えていきたいなと思っているのですけどね。いかがですか。

○金山委員　　でも、今出たような反論が出る可能性はすごく大だと思います。

○野村学校教育部長　　それぞれのお立場の議員さんがいらっしゃるので、恐らくそういう議論は出ると思うのですが、これは教育委員会から出す条例ですので、そういう意思を明確にあらわすというところでもいいのかなと思います。

○小田原委員長　　この問題点もとの話をすればいいんですよ。

○野村学校教育部長　　答弁の中で私が言えるかどうかわかりませんが。

○坂倉教育長　　法制課では特に異論はなかったですか。

○野村学校教育部長　　法制課では、いろんな解釈はできるけれども、いいでしょうということでした。

○小田原委員長　　よろしいですか。あと、他の関連する条例についてもよろしいですか。なぜ教育委員会の委員のところには教育長をあえて書かなければいけないかというのも分からない部分もありますが、入れておいた方が明確になるだろうということですかね。

あと、「八王子市特別職報酬等審議会条例」の付表についても、言葉を変えただけで済ませていますけど、この枠組みは考えてほしいなとは思っています。今ではなくていいのですが。

○野村学校教育部長　　メンバーですか。

○小田原委員長　　メンバーというか、商工業、農業団体、町会というような形でいくわ

けでしょう。商工団体があって、その後、労働団体が入って、青年団体、女性団体ときて、その次に公募が来るわけですよ。学識経験となったときに、これで網羅しようとしているのだらうと思いますが、こういう枠組みが網羅できる形なのかについて、今の世の中ではこういうふうを考えるのではなく、別の考え方をすべきではないかと私は思っているのですが、とりあえずこれでいいですよ。いいのですが、将来的に別の形で枠組みを考えていかなければならないだらうと思います。これは課題としておいてほしいと思っています。

そのほかいかがですか。特にないようでしたら、お諮りいたしますけども、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 特にないようでございますので、お諮りいたしますけれども、ただいま議題となっております第45号議案及び第51号議案につきましては、御提案のように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。よって、第45号議案及び第51号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。



○小田原委員長 続いて、報告事項となります。教育総務課から御説明願います。

○小林教育総務課長 平成25年度執行分定期監査結果に基づく措置について、御報告させていただきます。

説明は、野田主査から説明させていただきます。

○野田教育総務課主査 平成25年度執行分定期監査結果に基づく措置について御報告いたします。

9月3日に行われました第10回教育委員会定例会におきまして、平成25年度執行分定期監査結果の報告を行ったもののうち、小学校及び中学校における事務処理の改善についての指摘事項につきまして、八王子市監査委員に、監査に基づく措置について通知を平成27年1月16日付で行ったものでございます。

措置内容でございます。

監査では、小中学校の不適切な事務処理について、5項目の指摘がございました。この指摘事項は、当該事務の必要性や重要性に対する認識不足や学校におけるチェ

ック機能が十分ではなく、事務の存在意義のあり方について職員の自覚を促すとともに、学校長の指揮監督のもと適切な事務執行が行われるよう、平成26年12月9日に小中学校長に通知を行いました。

事務局といたしましては、毎年実施しております表簿等点検等を通じ、執行状況を継続的に把握し、再発防止に努めていく所存でございます。

続いて、個別の項目について御説明させていただきます。

1点目は、グリーン調達に係る事務手続でございます。

グリーン調達重点品目に沿って適正な購入がされていなかったことにつきまして、物品の購入時にはグリーン調達重点品目に該当するか精査し、環境推進員の承認を受け、適切な事務処理を行うよう通知をいたしました。

1枚おめくりいただきたいと思えます。

続いて、郵券及びタクシー券の管理についてでございます。

郵券、タクシー券ともに、受払簿の不備及び管理状況について指摘されたところでございます。受払簿につきましては、書式を改善し、使用時に使用者、確認者が押印するものとし、月末には校長が現品照合を行い押印すること、また管理は施錠できる場所での管理の徹底を通知いたしました。

タクシー券につきましては、受払簿と未使用のタクシー券は、年度末に保健給食課へ提出することといたしました。

続きまして、毒物劇物管理でございます。

実験用薬品を管理する上で、書類上の不備や備えるべき書類がない、薬剤師からの指摘事項が改善されていないという指摘事項につきまして、毎年実施している薬品に関する調査において、薬剤師会に文書で依頼するとともに、薬剤師会の会議に出向き、管理の徹底の要請を行いました。学校へは、薬剤師の指摘事項を速やかに改善し、適正な管理体制の確立に努めるよう通知をいたしました。

続きまして、物品の管理についてでございます。

長期に使用実態のない備品が見受けられたり、廃棄済みのものを備品台帳上廃棄の処理を行っていなかったことにつきまして、使用実態や使用見込みのない備品については適宜廃棄し、システムにおける事務処理を適正に行うよう通知をいたしました。

最後になります。現金出納簿の作成についてでございます。

学校長の交際費や学校行事に伴う準備金等、学校長口座にある預金の保管及び管理状況において、現金出納簿が備えていなかったことについてでございます。

学校長の交際費につきましては、現金出納簿はありましたけれども、押印欄がなかったため、書式を変更いたしました。

また、学校長口座の預金につきましては、現金出納簿の書式を示し、現金の受払時には確認者、使用者がその都度出納簿に記載をし、押印することといたしました。

なお、現金をやむを得ず学校に保管する際は金庫で保管すること、長期間置くことはせず、速やかに事務処理を行うよう通知をいたしました。

報告は以上でございます。

- 小田原委員長　ただいま教育総務課からの報告がございましたが、何か御質疑、御意見ございませんか。
- 金山委員　1つ質問をよろしいですか。毒物劇物のところなんですけども、学校薬剤師に毒物劇物の適正な管理の徹底を要請したとありますけれども、実際に出向いていただいて、管理を見ていただくということをしていただけるのでしょうか。
- 新納保健給食課長　今の御質問ですけれども、こちらに書いてあります薬物に関する調査というものを、各学校に薬剤師がおりますので、毎年1回薬剤師の方々に実際現場に入っただき、薬品の管理状況、書類の状況について見ていただいております。
- 小田原委員長　後段のところに、「薬剤師の指摘事項を速やかに改善すること」とあって、これは学校に対して言っているわけですが、それは学校が速やかに改善することなのか、薬剤師が改善することなのか、ここはどういうことなんですか。
- 新納保健給食課長　主には、ここに書いてありますように、学校が管理簿をつけていないといったものについての指摘がありますので、薬剤師が学校に対して指摘した事項についての改善でございます。
- 小田原委員長　薬剤師がするの。
- 新納保健給食課長　薬剤師が学校に対してした指摘を学校がしていないということですよ。
- 小田原委員長　そういうことですか。実際に薬剤師が現場にちゃんと行って、指摘していたのかということはどうですか。
- 新納保健給食課長　薬剤師が指摘していることについて改善が図られていなかったと。

報告書の中に、薬品簿の整理についてというようなものがあり、監査が入ったときにその指摘事項について改善がされていなかったという内容でございます。

○小田原委員長 そのほかいかがですか。

○和田委員 今の毒物劇物の管理は、管理責任者が校長で、管理担当者が理科担当なのですが、この薬品関係というのは理科室のものだけを指しているのですか。ほかにはないのですか。

○新納保健給食課長 薬品は理科の薬品が主でございます。

○和田委員 例えば、用務主任の方がいろいろ雑草の駆除であるとか防虫であるとか、そういったようなときに使う薬品であるとか、それから保健室等には特にそういうものはないということで理解していいのですか。理科室のことだけを対象にしているのですが、それはそれでいいのですか。

○新納保健給食課長 今回、書類の整理については、理科薬品が中心でございます。

○小田原委員長 薬剤師が本当に指摘しているのかというのは、私は若干疑問だと思っているんですね。薬剤師が指摘する、指摘しないにしろ、今日はどれだけ使ったという記録がされているかということ、要するにされていなかったということだと思っております。

保健室の薬もどれだけ出したかというのはチェックして記録していかなければいけないことになっているのだけれども、そういうことが保健室はできていても理科室はできていないというような話だろうと思うのですが、今の御指摘のように、消毒薬とか、あるいは保健室にどういう薬品があるのかというような、全体の薬品に関する認識が曖昧というか、徹底されていないのだろうということで、それを徹底しなさいと言うのは学校なんでしょうね。薬剤師にお願いするというよりは、

そのほかいかがですか。

こういう文書をもって通知することで改善が図られるかと考えたら、あまりそうはいかないだろうということですよ。だから、そこをどうしていくか。

○小林教育総務課長 学校教育部で、3年で全校を回るという、そういう監査的なものを行っております。こちらの中で、今までの表簿点検の項目に加えて、しっかり今回のこともチェックしていく予定でございます。そこでしっかり各課が協力をして、学校の適正な管理というものを行っていく予定でございます。

○小田原委員長 学校現場の学校事務を経験している方がどのくらいいるかということ

ろによって大分違ってくると思うのですが、学校現場というのは監査が何年かに1度やってくると、これは県や都の監査もそうなんだけれども、監査の前の1週間、あるいは2週間がものすごく大忙しの日々になるんですよ。それだけなんです。出金簿は今いろいろなカード式になっているので、非常にやりやすくなっているのだけれども、出金簿にしたっておそらくそうですよ。押印漏れがあったらどうするというようなことは、その1週間の間で全部調整するというような感じがするので、監査をしている、通知を出しているということでもって改まるかということ、なかなかそうはいかないと。

しかし、監査を行ってもこういうところが指摘されるということは、ではどういうことなのかということになるわけですよ。だから、日常どうなっているのかというのはやはり心配なので、これは指導主事の皆さんもそういうところを意識してチェックしてくる必要があるだろうし、それぞれの部、課で担当しているところを分担区域するなり、時期的に自分がどう学校を見ていくかというようなところを計画的に見ていく必要があるだろうということだと思いますね。

だから、この通知でもって改まる部分というのは、郵券だとか、あるいは校長の交際費という部分だろうと思います。この辺は多分改まっていくだろうと思うのだけれども、環境推進員のグリーン調達とか、あるいは今の薬物などについては、これだけでは極めて難しいだろうということですね。もっと別なところを考えていく必要があるだろうと思います。

そのほかいかがですか。

○和田委員　ここの内容というのは、実際に具体的に各学校に対しての監査になっているわけですよ。そうなってくると、この学校がこういう指摘を受けたということは、当然学校は知っていると思うのですが、こういったものを経過を追いながら見ていくというような作業は行われているんですか。

この学校は前回も指摘されて、今回も指摘されたというようなものが、要するに毎回毎回単発で、監査が終わってしまえばそれでもとに戻ってしまうというようなことにならないためにも、やはりずっと記録が残されていると思うのですけれども、それをきちんと校長なりに伝えていくということが1つ大事なことはないかと思うのですが。

それからもう一つは、あまり強く言うといけないのですが、やはりこういう事務

的なことをきちんとできないとなってくると、先ほどの専念義務ではないのですが、職務をきちんと行っていないということにもなってくるわけですね。例えば、理科の先生がそういう毒物劇物等の扱いをきちんとしない、記録をつけないということになれば、責任者としての責任を果たしていないということにもなってくるわけで、これが繰り返されていくと、職務に対しての怠慢が見えてくるというようなことがあって、下手すると職務違反のような形になってこないのかなという、そこまで厳しくやる必要があるかどうかということですね。

それから、これを今は文章化されているのですが、数値化される必要はないのか。つまり、適切に処理されていないことによって、例えば郵券等が紛失していないのか、あるいはきちんとした処理がされていないことによって、本来使用できるようなものを使っていないような状況がある中で、それは購入したものに関してはきちんとそれを使うという意味では、予算を適正に執行していないということにもかかわってくるわけです。そういうものをここには文章化しているのだけでも、要するにいくらぐらい無駄なお金を使っているのか、あるいは不明確なお金になっているのかという、例えば郵券などにしても、そういうことを数値化していく必要はないのか。

今、やはり目に見える形で行うとすれば、そういう数量化、数値化をきちんとしていけないと、評価できていないというような、そういう指摘も受けているわけなので、そういった意味からすると、文章だけの指摘で通知を出しましたというだけではなかなか改善されないような気もするんです。これは意見ということで申し上げておくだけなのですが、今後、こういう形が繰り返されるようであれば、やはりそういう措置も考えていく必要があるのではないかなと思います。

○小田原委員長　ほかに何かありますか。

○小林教育総務課長　まず、以前指摘をされたことがそれ以降きちんと直っているかどうかというところなんです、八王子市には市立学校が107校ございますので、同じ学校が何回か当たるということはございません。ですので、ランダムに抽出された何校かが指摘をされたものについては、全校に対して適正な事務を行うよう通知をしたり、教育総務課校務支援担当が学校に対して研修を行ったり指導したりしています。

また、今、市内に10校、学校事務の拠点校というのを置いて、各学校の学校事

務、校務を指導したり教えたりする担当がおりまして、それらの担当者が指摘された事項についてはしっかり直すようにしております。

適正な数値化でございますが、数値化については行っていかなくてはいけないと考えております。使途不明金があるかどうかというところについては、各所管が毎年確認をしておりますので、そこはないと言い切れると考えております。

なお、表簿点検ということで3年で全校を回っておりますが、そこでどういう指摘をし、どういう処理を行ったかというものを残しておりますので、引き続き適正な事務執行に向け、指導を行っていきたいと考えております。

○小田原委員長　　そういうことはやってほしいということになるのだろうけれども、そうわかっていてもできないのが実際のところだろうと思うんですね。研修でいろいろやらなければいけないということを受けても、何でこういうことが起こっているのかというところは考えないとこれが繰り返されるわけで、その理由はいろいろ考えられるわけですね。

では、人数が多ければいいのかという話にも結局なっていくのだけど、そうはいかないだろうと。だとすると、どうやって義務を遂行できるのか、あるいは不正を許さないようにできるのかというところを考えないと、厳しい指摘もされてくるだろうし、また、そうはできませんと言って、繰り返されることになるだろうと。そこを考えていかなければいけないのでしょね。

そのほかよろしいですか。では、特にないようでございますので、教育総務課からの報告は以上ということで、続いて保健給食課から2件、お願いいたします。

○新納保健給食課長　　中学校給食の申込期間の変更につきまして、このたびシステムの変更等に伴い改正をいたしましたので、御報告いたします。

詳細につきましては、溝呂木主査の方から御報告いたします。

○溝呂木保健給食課主査　　中学校給食の申込期間の変更について御報告いたします。

かねてより保護者等から要望の多かった申込期間の変更について、申し込み忘れや短期間での利用などにも応えられるようにし、利便性の向上を図り、より多くの生徒の利用を見込めるように、2月の給食申込分からシステムの変更を行いました。

主な変更点は、これまで予約締め切りを毎月20日に設定し、翌月1か月の給食を確定していましたが、今後は予約締め切りを毎週木曜日に設定し、翌々週の1週間分の給食を確定します。

お手元のカレンダーを御覧ください。旧システムは、4月20日で5月1か月分の給食を確定していました。20日を過ぎると、特別な事情を除き、5月の給食は食べられませんでした。しかし、新システムは、4月19日で5月1か月分の給食の申し込みができますが、19日を過ぎても次の締切日の26日までに申し込みや給食費を入金すると、5月7日から給食を食べることができるようになりました。

また、1回の手続きで卒業時まで申し込みができる在校時一括予約を設定し、申し込み手続きは1回で、入金さえしていれば卒業まで給食が食べられる仕組みも設けました。

課題としましては、学校において、旧システムは食べられる子、食べられない子の管理が1か月単位で管理できましたが、新システムは毎週になるので戸惑うことが多くなると言われております。

しかし保護者からは、現在、小学校6年生の中学校給食の登録を行っているところですが、給食は1か月単位の申し込みと聞いていたが、システムが変わって申込期間が短くなって利用しやすくなったという声も聞かれています。

申し込みたくても1か月全てではないという方など短期間での利用や、申し込みを忘れると1か月給食が食べられないことの解消など、柔軟な申し込み対応が可能となり、利用者の増、食数の増を図っていきます。

以上になります。

○小田原委員長 保健給食課からの報告は以上ですが、何か御質疑ございませんか。

○金山委員 いろいろ御検討いただいて、ありがとうございます。きっと、保護者はうれしだいろうと思います。ただ、もしかしたら、申し込みしやすくなった分、申し込み忘れとか、週単位で変わることに慣れるまでは、うっかり忘れてしまったというのが出るのかなとは思いますが。また、このシステムをしばらく使ってみての感想などありましたら、また報告をお願いします。

○溝呂木保健給食課主査 はい、わかりました。

○小田原委員長 ほかにいかがですか。よろしいですか。

○星山委員 とてもいいなと思うのですが、これの申込方法はどんなふうなのですか。

○溝呂木保健給食課主査 申込方法は、以前と同じように、パソコン、携帯電話、スマートフォン、それからマークシートの形で申し込みをします。

○小田原委員長 そのほかにいかがですか。よろしいですか。——特にないようござい

ますので、次の件をお願いします。

○新納保健給食課長　　続きまして、インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況等につきまして御報告申し上げます。

詳細は、平沼主査の方から御報告いたします。

○平沼保健給食課主査　　インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について報告いたします。

都内のインフルエンザ患者報告数は、昨年の12月中旬に多くなり、感染症法に基づく調査が開始されて以来、最も早い時期に流行警報基準を超える流行となっております。都内の今シーズンのインフルエンザの件数状況は、A香港型が96%、B型が4%となっております。市保健所によりますと、市内も同様の傾向を示しているとのことです。

八王子市立小中学校のインフルエンザによる臨時休業の発生状況も同じ傾向を示し、昨年の12月中旬に休業学級数がふえ、例年に比べ早い時期からインフルエンザ流行が発生しています。冬休みが終わり3学期が始まりますと、インフルエンザによる臨時休業学級数が増えてまいりました。

資料にございますとおり、学級閉鎖等の状況について、平成27年1月27日までの累計で、小学校が29校66学級、中学校が11校32学級、計40校98学級となっております。小学校の3年、4年、6年の各学年及び中学校の全学年が学年閉鎖をしている状況にあります。

続きまして、1月27日現在で臨時休業をしている学校です。小学校8校22学級、中学校2校2学級、計10校24学級です。

過去6年間の週毎の推移を見ますと、これから流行のピークを迎えると思われま。インフルエンザの感染経路は飛沫感染と接触感染であることから、うがい、手洗い、マスクの着用などの感染防止に努めてまいります。

以上です。

○小田原委員長　　インフルエンザについての報告ですが、何かございませんか。

ピーク時にかかるわけですが、数字から見ますと、今年状況はまだ感染が少ない、遅れているということよろしいですか。

○新納保健給食課長　　全国的に、都内でも、1月末がやはりピークですので、今後もやはりこれから、2月初旬に向けて増えていくという状況は変わらないという見込み

です。

- 小田原委員長　　しかし、かなり低いと見ていいのではないですか。
- 新納保健給食課長　　東京都の方も、先週、一時的に減ったのですが、まだ発表されていませんが、ここでまた伸びているというような状況もあるようですので、このまま下がるというような傾向はちょっと期待できないと考えています。
- 小田原委員長　　そうですか。受験の時期も重なってくるので、十分注意していきたいですね。
- 新納保健給食課長　　学校の方には、今、担当がうがい、手洗い、マスクの着用、それとあわせて私どもが学校を訪問したとき、換気の徹底ということで、やはりこういう寒い時期ですので、暖房等は必ずついております。それに対して、換気をきちんとしていくということと、あと学校によっては、空気が乾燥していますので、教室の中で濡れタオルなどをかけて、乾燥状態を緩和するような措置をしている学校もあります。この間行った中学校では、全クラスがきちんと一律にオレンジ色のタオルをかけていまして、これ自体がまとまりのある学校づくりとして一目で分かりますよね、というお話をしました。それは余談ですけども、そういう形で、あとまた専科の時間に子供たちが教室を空けたりする場合についても、電気を消して、窓を開けて、換気をしておくというようなことの励行を指導しているところです。そのような学校でできる最大限のことをきちんとやっていって、何とか2月を乗り切りたいと思っているところです。

以上です。

- 小田原委員長　　例えば雑巾を絞ってきて、どこかへかけておくとか、あるいは後ろの窓を必ず少し開けておくとかいう先生もいますよね。そういうことがきちんと、学校全体で取り組んでいけるといいですね。
- インフルエンザについては以上ですが、引き続き御注意いただきたいと思います。では、保健給食課の報告2件、以上でよろしいですか。
- それでは、引き続き教育支援課から御報告願います。
- 穴井教育支援課長　　それでは、教育支援課から、1月17日に行いました特別支援教育地域講座について御報告いたします。
- 詳細については、担当の栗澤主査から行います。
- 栗澤教育支援課主査　　過日実施いたしました特別支援教育地域講座について、お手元

の資料をもとに御報告いたします。

平成27年1月17日土曜日、教育センターの大会議室で実施いたしました。今回の講座のテーマは「特別支援教育ってなんだろう？～小学校にあがるときに知っておきたいこと～」とし、平成27年4月に小学校に入学するお子さんがいらっしゃる保護者の方を主な対象として、その他、このテーマに興味のある市民の方や、それから各学校で活動していただいている学校サポーター、先生方、保育士の方々を対象といたしました。こちらは、小学校に上がる前のお子さんがいらっしゃる保護者が、初めて特別支援教育に触れるにあたって、さまざまな不安や悩みを抱えているということから、そこに寄り添った啓発を行いたいと考えたため、こうしたテーマ、また対象にしたところです。

講師の先生ですが、本市の教育委員をされている明星大学の星山麻木先生、それから特定非営利活動法人発達凸凹サポートデザインかたつむりの理事長の西村南海子さんをお願いをしたところです。

当日の講座の内容ですが、「特別支援教育ってなんだろう？」というテーマで、星山先生より、特別支援教育や発達障害の捉え方、支援や教育についての考え方などについて御講義いただきました。

次に、西村さんより、「保護者の方に伝えたいこと」とし、先輩お母さんとしてのアドバイス、それから学校や周りの人とのかかわり方によって、心の持ちようであったり、どのようなことに気をつけたらいいのかということについて、実体験をもとにお話をいただきました。

その他、教育支援課より、特別支援学級や、また通常の学級で行われる特別な支援について、特別支援教育ハンドブックをもとに、市の特別支援教育の解説を行いました。

当日の参加者ですが、125名の方に御参加いただきました。当日、参加者票を回収できたのが113名で、うち市内の方が94名、市外の方が19名でした。内訳ですが、保護者55名、一般16名、保育園・幼稚園の先生方が19名、学校の先生が6名、学校サポーターをされている方が16名、子どもが4名となっております。子どもというのは、未就学のお子さんをお持ちの保護者を対象としたために、一緒に連れてこられたというような形になっております。円グラフにもまとめてみましたので、どうぞ御参考ください。

それから、当日参加票に書いていただいた参加者による感想を掲載いたしました。時間の関係で、保護者からの感想を3つ御紹介いたします。

「今後のことを前向きに考えられる機会になりました。」「とても実りの多いお話を聞けました。教育委員会が身近に感じられました。」「次の目標が分かったように思えました。私の心の安定も上手にしていきたいです。」このように、今回の開催の趣旨は、ほぼ参加者の方に伝わったものというふうに捉えております。

今までは小学校に上がった後の保護者の方や、そこにおけるテーマを市民の方に啓発として行ってきましたが、できれば、こうした未就学の方々への啓発、それから特別支援教育についてのお話なども広めていきたいと考えております。

報告は以上です。

○小田原委員長 特別支援課からの報告は以上ですが、何かございますか。

○星山委員 皆さんに御協力いただいて、ありがとうございました。私がいいなと思ったのは、御夫婦でいらしている方がたくさんいらっしゃって、また終わった後も大変熱心にいろいろ質問しておられました。それから、栗澤主査の学校に対する説明もとても的確だったので、多くの方が直接質問なさったりして、不安を解消されたかなと思いました。どうもありがとうございました。

○小田原委員長 そのほか。

○金山委員 私も聞きに行かせていただきまして、実際にお子さんを育てていらっしゃった西村さんのお話も、保護者の方にはとても効いたと思うんです。栗澤主査の説明も、とてもいい雰囲気です話していただきましたし、3人のお話で、ここに来られた方はすごく不安を解消できたし、安心して入学していただけるお気持ちになって、相談にも行っていただけるのではないかなととても思いました。就学前というのは特に不安を持っている時期なので、いい取組をいい時期に行っていたかかなと思います。

ただ、少し思いましたのは、感想の最後の方にあるのですが、「八王子の特別支援はだいぶ進んできたように思いますが、八王子の中では温かいつながりができている地域が増えている中、まだ分離されている学校が多いのも事実です。まだつながっていないところもつながれるよう、もっともっと機会を作ってください」というようなことを書いておられる方がいらっしゃって、本当にそうだと思うんですね。

ここに来られた55人の保護者の方は安心なさいましたけれども、多分来年度入

学の数から言うと、これが多いか少ないかということになると思うんですね。なので、ここで就学前がうまくいったのであれば、星山委員のお話を直接伺う機会はそんなに持てないと思うのですが、西村さんのお話を聞いたり、栗澤主査のお話を聞くだけでもかなり解消される問題だと思いますし、少なくとも相談に行っていただけということがとても大事なことだと思うので、もう少し分散して、こういう機会が何回かあるといいなと思いました。もしできるのであれば、来年度、そんな取組もお願いしたいなと思いながら、すごく温かい雰囲気であって、とてもよかったと思います。ありがとうございました。

○穴井教育支援課長　ありがとうございました。私は忌引で出られなかったんですが、参加者の方はそれぞれいろいろな思いがあって来ていただいたと思います。いいお話をさせていただき、ありがとうございました。

教育支援課では、年に3回程、子ども家庭部の子ども家庭支援センターの相談室と一緒に、就学前のお子さんも含めた出張相談を一昨年からは開始しております。こちらもハードルが高くないので、普段は相談に来たくてもなかなか来れない方が手を挙げてくださり、時間をかけて相談を聞くことによって、継続的な相談につながっている例もありますので、金山委員がおっしゃるように、こういった講義も、もう少し簡単なレベルでもいいので、いろいろな地域で行いたいなと思っています。

今回は、例えば通級指導学級の先生などの、学校の先生の声が伝わるような会もいいのではないかと考えているところです。

○小田原委員長　そのほかいかがですか。特にないようでしたら、特別支援教育地域講座についての報告は以上ということで、続いて指導課から2件、報告願います。

○山本統括指導主事　それでは、平成25年度における本市の暴力行為、いじめ、不登校の実態について御報告いたします。

これは、毎年文部科学省で実施しております児童・生徒の問題行動等、生活指導上の諸問題に関する調査の結果をまとめたものです。

詳細につきましては、担当の星野指導主事より御説明させていただきます。

○星野指導課指導主事　それでは、お手元の資料に基づき、御説明いたします。

初めに、暴力行為の状況です。

昨年度の暴力行為の発生件数は、小学校3件、中学校9件で、発生件数は平成

18年度以降ほぼ横ばい傾向となっております。

発生学校数の割合は、小学校では学校内が2.8%、学校外が1.4%、中学校では学校内が18.4%、学校外が2.6%となっております。昨年度の発生学校数の割合は、小中学校とも都及び全国の数値を下回っております。

次に、いじめの状況です。

昨年度のいじめの認知件数は、小学校147件、中学校203件、合計で350件となっており、近年、小学校は増加傾向にあり、中学校は減少傾向から前年度より増加傾向に転じ、全体では横ばいからやや増加傾向となっております。

1校当たりの認知件数は、前年度と比較すると、小学校は1.9件から2.1件と0.2件増加し、中学校が4.1件から5.3件と1.2件増加しました。しかし、小中学校ともに、都及び全国の数値よりは少なくなっております。

いじめの解消した割合は、前年度と比較すると、小学校は83.6%から87.7%と4.1%増加し、中学校は78.3%から84.7%と6.4%増加しました。また、小学校では、都及び全国の数値を下回っており、中学校では全国の数値を上回っていますが、都の数値は下回っております。

次に、不登校の状況です。

昨年度の不登校の人数は、小学校で101人、中学校で406人、合計507人となっております。

出現率は、小学校0.35%、中学校2.9%で、小学校ではほぼ横ばい傾向となっており、中学校では減少傾向からやや増加傾向となっております。

出現率の比較では、小学校では都及び全国の数値を下回っており、中学校では都の数値を下回っているが、全国の数値は上回っております。

学校への復帰率については、小学校は都及び全国の数値を下回っています。中学校は都及び全国の数値を上回っております。

最後に、問題行動等の未然防止及び早期解決に向けた取組についてです。

教育委員会では、指導主事の学校訪問による実態把握と問題の解決策の指導・助言や、警察等と連携した生活指導主任研修会の充実等を通じて、各学校に危機意識を持っていただき、未然防止のための手だてや早期発見・早期対応について指導しております。

また、スクールカウンセラーの活用や警察、学校運営協議会の方の協力を得なが

ら、問題行動を起こす児童生徒だけでなく、保護者を含めた対応を図っております。

各学校においては、学校内での組織的な情報の共有や指導方針の徹底、アンケートやチェックシートによる実態把握、セーフティ教室や生徒会活動等を通じた児童・生徒への指導の充実、関係機関との連携や家庭・地域への働きかけ等、各学校や地域の実態に応じてさまざまな取組を行っております。

今後とも、各学校で成果を上げている取組を伝えるなど、教育委員会と学校が連携し、保護者や地域、関係機関等の協力を得ながら、問題行動の未然防止と早期解決に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

- 小田原委員長 指導課からの1件目の報告ですが、何かございませんか。
- 坂倉教育長 不登校が何で増えたか、分析しているのですか。
- 山本統括指導主事 不登校につきましては、原因については、今、子どもたちの中で無気力であったり、情緒的な部分といった理由でも不登校の生徒の数が増加傾向にあります。やはりなかなか家庭的にも難しく、いろいろなところにつながらないという現状があるのかなと思っています。学校でも家庭訪問等の働きかけはしていますが、なかなか改善に至っていないというところが今年度の大きな要因ではないかと捉えています。
- 穴井教育支援課長 不登校については、八王子市でも増加に転じましたが、全国的にも増加に転じたところですよ。この問行調査の結果を踏まえて、文科省の方でも原因について調査をするというお話にはなっていますが、いまだ文科省の方からはその結果については示されていないところです。私も登校支援の方で考えて捉えている中では、問行調査の細かい資料の中で、何が不登校のきっかけであるかということを見ると、前にもお話ししたと思いますが、高尾山学園をつくった当時は、要は学校生活に起因するものが多かったんです。  
それが現在は、本人の不安定ですとか、無気力ですとか、そうした本人を原因とするものがきっかけになっているというふうに答えているところが6割以上ということになっておまして、高尾山学園に来る子どもたちを見ていると、必ずしもそうとは言えませんが、発達障害を背景にしていたり、自信を失くしてしまって学校に行けない、あるいは家庭環境の中で保護者の精神状態や家庭環境の影響を受けて不登校になっているというように、解決に時間がかかるものが増えているのかなと



見えないので。

○穴井教育支援課長　今回の報告の中ではそこまでしていなかったのですが、私どもの方では、高尾山学園の見直しのときのお話をしたように、現在、教育支援課としては高尾山学園の方に適応指導教室を常設化すると同時に、登校支援チームを高尾山学園に配置しましたので、早い段階での不登校の子どもの見立てを充実させたところが一番大きいと思います。

特別支援の方に申し込みしてくる方は、保護者の方が需要されて、家庭でもそういうお子さんの課題について捉えているのですが、不登校になって高尾山学園に来るお子さんを見ていると、保護者がそここのところを受け入れたくないのか、それとも分からないのか分かりませんが、お子さんが通常の学級に通っている困難さというのにきちんと気がついていない保護者が多いんです。

ですから、そこはやはり高尾山学園で仕組みをつくった上で、通常の学級の中でも早い段階で子どもの見立てをして、その子に応じた教育ができるようにしてあげることが、不登校を少なくしていくことになると。指導主事と今お話をしているのは、個別の指導計画が各学校できちんとできていない状況があるのだろうということで、東京都もここで個別の指導計画の書式をもっと分かりやすいものに変更したところですので、八王子バージョンの支援シートという形をつくって、各学校で、個別の支援シートをもっと簡単な形で、早い段階でできるようにしていこうと考えているところです。

○小田原委員長　今の話ですが、数字的にはどうなんですか。保護者が気づいていないという話なんだけど、個別の話でしょう。

○穴井教育支援課長　ここで、東京都は特別支援教室構想を動かすので、小学校ですが、各学校に調査をかけたんです。その中で、通常の学級の中に発達障害だろうという可能性のあるお子さんの数について調査をかけたのですが、八王子市内の学校は8.8%を超える数値が上がっています。その中で、教育支援課の巡回相談に来る中でも、保護者の理解がそこまで至っていないという事例が多いので、そこを調査するのはなかなか難しいのですが、学校で捉えている8%のうち、きちんとした支援が入っている、特別支援学級に行っている、あるいは通級にかかっている、医療にかかっているというお子さんは、おそらく2%にも行っていないんですね。

なので、そこが課題なのかなというところで、特別支援教室をつくって、各学校

に支援できる仕組みが入り込むことで、そこが発見されて、支援につながっていく。それと同時に、登校支援チームの方で早い段階から、いろいろな教員と、そういう専門家が連携した中で、その解決に向けての動きというものを学校に示せるようにしていればいいのかなどと思っております。少し時間はかかりますが、そうした形で1つずつ丁寧に行っていく必要があると思っております。

○小田原委員長　　ということですが、よろしいですか。

○星山委員　　この分野はとても複合的なもので、暴力や暴言も多いと思いますし、いじめと不登校は木の根っこのところで絡み合っていると思うんです。それで、難しい事例はたくさんあるのですが、逆に解消した事例、いじめが収まったであるとか、不登校だった子どもが学校に行き始めた、復帰できたというような事例に関してもあるのではないかなと思います。その辺り、先生方が一生懸命取り組んでいらっしゃる学校はたくさんあると思いますし、指導課の方もそうだと思いますので、そのところを手がかりにさせていただけたらいいのではないかと。もし、その辺りで何かありましたら、少し伺いたいなと思いました。

少し私見が入りますが、いずれにせよ、学校訪問させていただいていますと、まだ担任の先生に対する何か具体的な指導法、支援方法というところでもう少し余地があるかなという気がいたしますし、あと、対象児ではなくてその周りのお子さんに関しても、学級づくりというところでもう一つ踏み込んで御指導いただけたらいいのではないかなと思うシーンはよく見ます。

それから、先ほど出ていましたが、やはり早期からの保護者への支援ですね。親を指導する時代は終わったかなと思いますし、親を支えていくという視点で早期からしないと、不登校といじめというのは難しい問題だなと思います。

この問題は誰かのせいというものではなくて日本全国の問題で、八王子市だけではないと思いますので、私たちがみんな一緒になって連携して取り組んでいかないと、なかなか厳しいのではないかなと思います。個人的には、子ども家庭部とすごく連携したいです。私たちだけで一生懸命知恵を絞ってもなかなか改善しないところがあるところだとすれば、もう少し私たちもお互いの知恵を出し合って、どうしたら解決できるか、子どもが楽しく毎日学校へ行けるのかを考えていくシステムができればいいのではないかなと思います。いろいろ私見が入りましたが、前半の方はいかがでしょうか。何かこういう手応えがあるというのがもしありましたら。

○山本統括指導主事　いろいろな事例がございますが、例えば今年、スクールカウンセラーと全員面接ということ東京都の方で実施してきましたけれども、大きな学校についてはグループで面接するなど、スクールカウンセラーと個々に話せるような時間がとれませんでした。そこで、担任の先生が入って個別に面談をし、クラスの状況や、それからどういうクラスにしていきたいのかというような希望、また不安に思っているようなことを聞き取るというようなことを定期的実施をし、クラスの状況を把握したり、それから個別に上がってきたところで指導に入るなどして、早期に対応することができ、少しずつ学級が改善してきたという事例があります。

○小田原委員長　それは何の例ですか。暴力の例なのか、不登校の例なのか、いじめの例なのか。

○山本統括指導主事　いじめの部分です。

また、いじめの問題もかなり複雑になっていまして、子ども同士だけの関係ではなくて、保護者を巻き込んでトラブルになるというケースがあります。その際に、ある学校では、地域の方でいろいろとお話ができる学校運営協議会の方に入っただいて、双方に話をして、学校のスタンスを理解してもらうような形で収束に向かったというようなケースもあります。

また、不登校については、先ほどからお話をさせていただいていますけれども、やはりこれは個人に起因する要因があるので、なかなか難しい部分があります。私も無理に強いるということは難しいと思いますし、時間をかけて対応していくことが必要になってきますので、継続的に、子ども家庭支援センターや民生委員の方に家庭の状況を把握してもらったり、ケース会議を開いて、かかわりを持てる人を探してかかわりを持っていき、いろいろな施設につなげていくという、そういう事例もあります。

結果として、数的には欠席日数が多くなってしまいうので不登校という位置づけにはなってしまうのですが、そういった継続的な取組が重要なと捉えています。

○坂倉教育長　今、星山委員が聞いたのは、例えばいじめで言うと、小学校で18人、中学校で131人も起きているわけじゃないですか。そういうケースをどういうことをしたから戻れたのかというのをきちんと掌握しているのか、またそういうケースがあったら紹介してほしいと言ったのであって、今の話は先ほどの傾向の続きで、「個人の問題だから無理をしないで」ということで、結局何もなかったこ

とになってしまいますよね。

もう少し言うておくと、特にいじめもそうなんですが、前にも確認したのに、毎年直らないんですけど、いじめの解消した割合で87.7%とか84.7%で喜んでいる場合ではなくて、3月ぐらいに案件が起こったとしたらその月に解消になるわけがないですし、そのほかにも実際には転校してしまったことで解消の扱いになった件数はどのぐらいかと聞きましたよね。それを置いておいても、最終的には100%に近い形で解消するとすれば、年度内解消率という書き方にしなさいと言ったのに、相変わらず東京都の形式ですよ。全然八王子の教育委員会の言うことを聞いていませんよね。

私は、去年も、例えばいじめの解消した割合の結果ではなくて、いじめの年度内解消率などの形で、最終的に解消しなくて学校を移ってしまったのはこれだけありますよというふうにしてくださいと言ったはずですよ。ですから、また不登校の話に戻ると、学校に復帰した18人と131人がどうやって解決したのか、それを追っていけばさっき言ったように今後に生かせるのではないですか。個々のケースで違いはあるかもしれませんが、そこを多分把握していないんですよ。

また自分で学校に行ったら、なぜ18人と131人が帰れているか、絶対把握して勉強したほうがいいですよ。それは子供本人には聞けないかもしれませんが、校長先生にどういうふうにしたのかと聞いて、こうだったよと教わった方がいいですよ。

○小田原委員長 先ほどテレビの画面を見ているみたいだと言いましたが、今度はもっと後退していますね。星山委員が言ったのは、私たちができることが何か、もっと私たちが、前から金山委員も言っていますが、つながりをどういうふうに裾野で広げていくかという、そここのところで私たちにできることをもっといろいろと、学校なり担任なりに任せるだけではなくて、みんなで対応していかなければいけません。それを考える手だてとして、解消した具体的な例を挙げてくださると、そういうふうに言われたわけで、そこで手を挙げたのですから、そういう答えを返さなければいけないですよ。

ですから今、教育長が言っていたようなことが、なぜ今回出てこないのか、そこが不思議ですよ。これでは、穴井教育支援課長が何とかしようとしていることだって、なかなか進まないですよ。事務局の中で連携ができていないとすれば、

子ども家庭部だって巻き込めないのではないですか。

○金山委員　1つは、このアンケートの出し方は今皆さんがおっしゃったような問題点があると思うのですが、暴力に関してだと、どの程度かということが問題だと思うんですね。重大なものがあるかどうかということですね。それから、いじめに関しては、教育長がおっしゃったことと近いのですが、昨年度から継続しているのが何割あるかということですね。つまり、年度内に解消できなかったということなので、そこはやはり重点的に見ておいていただかないといけないのかなと思います。

それから、不登校に関してですけれども、今、せっかく教育支援課がこれだけ分析して、解決方法の手がかりをおっしゃっているので、それを指導課がどういうふうに発展させるかという問題が1つあると思うんですね。そこは共有してやっていただきたいととても思うのと、今話題に出ているうまくいったケースの勉強はとても必要だなと思います。誰がどういうふうに関わったか、ということもありますし、例えば学校と保護者だけではどうにもならないけれども、今おっしゃったような別の立場の方に取り持っていただくという可能性もありますよね。

それと、もう一つは、不登校にしろいじめにしろそうなのですが、出さないということが最大の防御ですよ。その手段は、クラスづくりです。クラスづくりがうまくいっているかどうかというのは、出現率だけではなかなか判断できませんし、例えば不登校が少ない学校がすごくうまくいっているのかということのも地域性などいろいろなものがあるって、判断が難しいところですが、少ないところはやはりある意味何かうまくいっているところだと思います。

出現させないための手だてとしてのクラスづくり、学校づくりというところを、もちろん強く相原指導担当部長もおっしゃってくださっていますし、取り組んではいると思うんですが、違うやり方がもしかしたらあるかもしれないと思うんですね。だから、507人という数は私は減らせるのではないのかなと思っていて、教育支援課の気づかれた観点からの指導によって、今ある不登校を少しでも減らせるのではないのでしょうか。

それから、クラスづくりに関して、先ほど就学前の特別支援のお話をいただいた報告があったのですが、やはり就学前の保護者が一番不安なんですね。だから、そこで保護者の不安を取り去るということは、子供たちが安心して学校に行けるという大前提になるので、そこで連携して何かできないかということ、私も家庭教

育のことをやっていますので、それに関してちょっといろいろ思うところがあります。

それと、保護者の不安を取り除くということが子供のスムーズな就学に直結するというのを、先生たちが余り認識していないのかもしれないと思うんですね。その解消のために、入学後であれば保護者会が一番だと思うのです。保護者会を通して、先生たちがちゃんとコミュニケーションがとれる状況になっているでしょうか。ちょっとでも不安があったときに相談できれば、本当に一番早い段階で対応できるのではないかなと思います。個人的なことが背景になっているとか、無気力とか自信がないという状況に陥っていると言いますが、そうなる前提は家庭か学校にしかないんですよ。

子供たちがそういう資質を持っているとしても、何事もなく普通の生活をしていて、そうなる可能性はかなり少ないんじゃないのかなと思います。周りにいる友達であるとか、家族の対応とか、何かが原因になっているはずなので、やはり、それをケアできるように学級なり学校が温かい雰囲気を持つということが私たちのできる最大の防御かなと思いますので、その辺を考えた対応を学校がしていただくということかなと私は思っています。すいません、長くなりました。

○和田委員 国がやっている調査を敏感に受けとめて、その内容を少し深めていくセンスというか、視点を持たないと、やはり今のように数字だけの報告ということになってくると思うんですね。だから、ぜひ今指摘されたことを生かしてもらいたいと思うのですが、例えばいじめの問題にしても、いじめを取り上げている校内研究や研修をやっている学校はどのくらいあるんですか。あるいは、後ろの方に出ている生徒会活動によるいじめ撲滅宣言というのはどの学校も出しているのでしょうか。

もし出していないとすれば、八王子市内の取り組みとして、校長会の生徒指導部の担当の先生がそういうことを全校でやりましょうよという、そういう動きを指導課が中心となりながら支援していくというような、そういういろんな問題の解決の流れをずっとイメージしながらこの数字を読んでいかないと、なかなかこの調査が生きてこないのではないかなと思うんですね。

先ほどから話題になっているように、不登校にしてもいじめにしても、かなり子供に起因する問題や家庭に起因する問題が多くなってきて、そのために恐らく小学

校の復帰率、復帰している人数なんかが少ないのではないのでしょうか。そういう面を、個人の問題だから、家庭の問題だからというふうに捉えやすくなってしまっている学校の雰囲気も出てきていますよね。そういうところを考えたときに、まず個人の問題、家庭の問題にしない、あるいはそれを学校の先生方がどう支援するか、スクールカウンセラーとどう結びつけていくのかという、そういう視点も大事になってくるし、先ほど指摘があったように、やっぱり個別の指導計画もとても必要になってくるわけです。そういう手だてをきちんとしているかということはこの調査を通して確認をしたり、学校に指導したりしていかないと、やはり数字だけが報告されても、ではそれに対して何しているのかという話になってきますので、そのところをぜひ御指導をお願いしたいと思っています。

これは、毎回、この会議の中で申し上げているのですが、今、学校で本当に先生方の年齢が若くなってきています。30代前の先生の数が物すごく多くなってきている中で、学級経営とか生徒指導がなかなかうまくいっていない先生たちの例が多くなってきています。そういうことも含めたときに、やはりOJTの問題が前に出ましたけれども、学校として取り組んでいくというようなことがどうしても必要になってくると思いますので、その視点も忘れないで指導に当たっていただきたいと思っています。

それから、今は学校の話をしましたけれど、この内容について学校運営協議会がきちんと話し合いをしていますかということも話題にしてもらいたいと思います。先ほど、いじめの仲介に入るという1つの例が上がりましたけれども、運営協議会の1つの議題として、この数字を見てどうするか、ということを考えるような運営協議会にしていかないといけないですよ。お願いします、お願いしますではなくて、それを見てどう思うか、どう考えていくかというあたりも考えていかないと、学校だけでいろんな問題を解決することはできません。

先ほど、家庭に原因があるというような話も出てきているわけですから、当然こういう組織も動かしていかないと、生徒指導上の問題というのはなかなか解決しないのではないかなと思います。ぜひ、数字を生かして、その奥にある分析をさらに深めていってほしいし、指導を具体的につなげていってほしいなと思います。

○山本統括指導主事　　今、和田委員からお話があったように、確かに中学校でのいじめの撲滅宣言については生徒会を主体として取り組み、そしてそれをまた各学級でそ

の方針を受けてまたテーマを設定して、自己点検していくという取り組みをやって  
いる学校が、市内38校のうち何校かはあるわけですが、それを横展開していくだ  
けの組織的集団、学校、校長全体として、確かにそういうところは弱い、と指摘を  
受けて改めて実感しております。もちろん個々の学校ではそれぞれの取り組みをや  
っています。

例えば、やはりいじめは法にかかわる問題ですので、弁護士を呼んで子供たちと  
ディスカッションや、講義などの取り組みをしている学校もあれば、今言ったよう  
な標語や撲滅宣言を学級レベルに落としていく学校もあり、個々の取り組みがそれ  
ぞれ別々であってもいいのですが、何か一つ一貫性を持った取り組みをすることが  
市内全体のいじめに対する早期発見、早期対応につながってくるのかなと思います。

もう一つ、各学校がいじめ防止の基本方針をこの4月に策定して取り組んできま  
して、そういうところについてもやはり自己点検させてきました。しかし先ほども  
ありましたけれども、本当に子供の集団づくり、人間関係づくりや居場所づくりや、  
そういう環境づくりなども、その視点でもう一回、年度末から次年度に向けて点検  
をしていくような機会もきちんと学校が設定して行って、自己努力していく、そう  
いうこともやはり発信をしていかなければいけない、方針を定めただけではいけな  
いと思っております。また2月の校長会等がありますので、きちんと学校に指導し  
ていきたいなと思えますし、そういう視点で私たちも学校を見ていきたいなと考  
えております。ありがとうございます。

○穴井教育支援課長 今、和田委員からの御指摘で、学校運営協議会の中での情報共有  
がされているかというお話がありました。確かに、暴力であるとか、不登校の数字  
を出している学校もありますし、それを隠すわけではないのですが、出していない  
学校もあります。また、その取り扱いについても、個人情報にかかわるということ  
で、やはり深掘りをしない場合もありますし、また何をすればそれが学校の助けに  
なるかという深い議論にまでできているかいないかとか、いろいろあると思います。

今後、学運協の数を増やすだけではなくて、学運協の本来の取組みとして何がで  
きるか、それからどんなところで学校が助けられるかということも含めて、質を高  
める上でも参考になるお話だと思いますので、参考にしたいと思います。

○小田原委員長 地域の中でのつながりとか、それから私たちの組織の連携とかいうよ  
うな、そういうみんなでこういう問題に対応していくということが必要だという

きに、個人情報だからというようなことで伏せてしまうと、そういうことができなくなりますから、ここは大胆に考えていくべきだろうと思いますね。

それから、先ほどから言われていることに対して具体的にどうするかというのはやはり提示していかなければ、先に進んでいかないだろうと思います。学校に伺ってみますと、各学校でやっていることはたくさんありますよね。不登校の子供がたまたま来たときに、校長先生がどういうふうに対応しているかというものでも随分違っていっているわけですから、そういう話をもっと表に出して行ってほしいなと思いますね。

この問題は、数の問題もありますが、先ほどから言われているように、ゼロにすることが望ましいわけですから、とにかくできることは一つひとつ積み上げて行ってほしいなと思います。

時間が押していますので、このくらいでよろしいですか。

では、続いて「おおるり展」について。

○細井指導課長 平成27年1月15日から19日まで5日間開催しました平成26年度八王子市立小中学校合同作品展「第10回おおるり展」につきまして御報告いたします。

詳細につきましては、担当の持田主査の方から御報告いたします。

○持田指導課主査 先週1月19日の月曜日に終了いたしました平成26年度八王子市立小中学校合同作品展「第10回おおるり展」の結果を報告させていただきます。

開催につきましては、1月15日木曜日から19日月曜日までの5日間、午前10時から午後8時まで開催いたしました。なお、最終日につきましては、午後3時までとしております。

今回の会場は、狭間町のエスフォルタアリーナ八王子の多目的運動室に新たに会場を移して実施しました。

少し飛ばして資料の5番の後援になりますが、例年どおり、八王子市立小学校PTA連合会、同じく中学校PTA連合会の皆様に、受付業務ですとか、来場者のカウント、アンケート記入の声かけ等を、延べ98人の方に御協力いただくことができました。また、それぞれの団体から、読書川柳の優秀作品ですとか、科学コンクールの様子についての展示もしていただいたところです。

6番の出品校及び出品数になります。出品校につきましては、小学校、中学校、

それぞれ全校での参加になっておりますが、出品数につきましては、昨年に比べましてトータルで359点、作品が減少しているところでございます。

7番の来場者になります。これは小学校PTA、中学校PTA連合会の皆様がカウンターで集計した数になりますが、1万3,668人で、昨年に比べて2,002人増加しております。その下に日ごとの来場者数を示しておりますが、初日は、かなりの大雨が日中から降ったためと思うのですが、昨年比で479人減少しております。その一方で、土曜日、日曜日につきましては、いい天気にも恵まれたこともあり、2,500人ほど、昨年より多くの方に御来場いただきました。

8番、アンケートでございます。回収数は3,756、回収率は27.5%でございました。昨年は、回収数が945、回収率が8.1%でございましたので、かなり改善できたと思っております。これは、アンケートにつきまして、これまでは全て自由記入方式だったものを、選択式を取り入れたことによることと、PTA連合会の方にアンケート記入への御協力を声かけいただいたことがかなり大きな要因だと感じております。

アンケートにつきましては、結果を裏面にまとめましたので、御覧いただきたいと思っております。

今回はアンケートにつきましては、回答方法を選択方式で、丸をつけていただく形に改善いたしました。

(2)の「おおり展を御鑑賞いただいていたか」 という設問に対しては、「とてもよかった」、「よかった」、これを合わせますと97.9%であり、アンケート御記入いただいたほとんどの方に大変御満足いただいたのではないかと思っております。

一方、(3)の「改善が必要なところがありますか」という設問に対しては「改善がある」と答えた方は、アンケート3,756件中の629件で、およそ16.7%の方が改善の必要があるということで丸をつけているところです。

(4)につきましては、改善が必要なところや御意見・御要望がありましたら記入いただく自由記入方式になっております。展示の方法についてと会場についての御意見が特に多かったので、主な意見の方を報告させていただきたいと思っております。

展示につきましては、「もっと広い会場でゆったりとした展示をしてほしい」「順路を設定して全ての作品が見られるようにしてほしい」「テーマや技法、指導

における重点等の記入があるとよいのではないか」「平面の作品が下に展示してあると見にくい」「重なり合った展示があつてとても残念である」といった意見がございました。

また、会場につきましては、特にいい意見も悪い意見もたくさんいただきましたが、今回は狭間駅前会場ということで、駅前で便利であつたという意見や、来年も同じ会場で開催してほしいという意見も多くいただきました。その一方で、八王子駅の近くで開催してほしい、多摩ニュータウンからは遠いといった意見もかなり多くいただいたところです。

そのほか、好意的な意見について、資料で幾つか掲載をさせていただいたところ  
です。

これらのアンケート結果等を踏まえまして、その下に今後の課題を示しております。これは毎年の課題ではあると思うのですが、いかに利便性が高く、大きな会場を確保するかという会場の確保の問題、また限られたスペースの中でいかに工夫して展示をするかというレイアウトについてがやはり大きな課題であると感じている  
ところです。

報告は以上でございます。

○小田原委員長 指導課からの2つ目の報告ですが、何か御質疑、御意見ございませ  
んか。

○坂倉教育長 アンケートについては自分たちなりに工夫した結果という内容と、それ  
からやり方はよかったなと思います。ただし、来場者数が増えたのは天気が良かった  
からの説明で済ませていたのですが、それでいいのかどうかということです。  
会場の広さについては難しいところもありますが、順路に関することとテーマや技  
法、指導における重点等の表示については毎年意見として出ているわけですね。  
主催が小学校、中学校の美術部ですからという説明で終わってしまうのですが、こ  
のことを資料に載せることは、自分が何もできなかったと書いているのと同じです  
よね。私としては順路が要るのか要らないか分からないし、会場へ行ってみた感じ  
では、結構きれいに見えたのだけれど、毎年、順路を設定してほしいという声があ  
つて、それをあえてここに載せるのだったら、なぜ努力しないのですか。

それから、テーマや技法に関することも毎回言われていますよね。テーマや技法  
ではないけれども、先生や子供の声があるといいなということも毎年意見がでてい

ますよね。このことについての去年は、反省会で言ったけどタイミングが遅かったと言ったのかな、それからもう一つは相手が主体だからって答えていたと思いますけど、何もできなかったということです。私としては、会場は前より明るかったし、広さは別にして、すごくいい会場だなと思ったし、アンケートも含めていろんな意味で評価としては良かったのかなと思っているけれども、いずれにしろこれを、順路を設定、展示の方法の意見を資料に載せるのだったら、私に言われる前に、去年以降検討してきたができなかったと言うべきです。そもそも努力をしたのか疑問ですが。

○細井指導課長　このイベントが委員会方式というのは、去年もお伝えしたのですが、指導課としても去年の反省を踏まえて、順路についてどうしようかということで考えました。案内板も前は数枚しか張らなかったのですが、枚数をかなり多くするとともに、去年の反省を生かして見やすくするため、現在地が分かるようにし、出口・入口の表示もしました。レイアウトについてもいろいろ考えて、あのような形にし、主な動線についても考えて、順路を示す表示も作ったのですが、見ている方の動きがかなりいろいろなので、順路をつくることによって、かえって混雑してしまうかと考え、それを掲示しなかったんです。

それから、テーマ・技法の記載につきましても、私たちの方でそれを行うよう指示しまして、学校の先生方の受けとめ方もそれぞれあると思うのですが、きちんと行ってくれた学校も前回よりもかなり増えました。それぞれの作品のつくり方だとか、あとこれはどうだというようなことを紙に書いて張っている学校も前回より増えたと思います。

ただ、アンケートの結果を踏まえまして、また実行委員会の中で、こういう指摘があったよということで、先生たちと協議して、改善していきたいと思っております。

以上です。

○坂倉教育長　2点いいですか。まず今の話は先に言わなくてはだめです。持田主査の説明が終わった後に持ってくるべきであって、私が指摘しなければ言わなくていいということではないです。

もう1点ですが、これだけ色々な場面で、学校の先生方が、言い方は悪いですが、変化を嫌がることは十分分かっているはずですから、いいですよ、教育長が怒って

いたと言っていいですから、これだけ言われているから、ぜひやってほしいということ強く指導するのが指導課長のお仕事でしょう。一緒にやっているんだから、と下からお願いしたというのが明らかに伺えますよ。八王子市に人事権はありませんが、八王子市の教員なのです。担当課長がそのつもりで言わなければ、聞くわけありませんよ。

順路についても一つ言わせてもらおうと、どんなに混む美術館だって順路をつくっていますし、例えば一番人気の展示物へはこちらへ来てとできているではないですか。順路をつくと、かえって流れが壊れるというのは、言いわけですよ。

○小田原委員長 ルーブル美術館や皇居の博物館などは順路をつくっていないんですよ。しかし、あれだけの大勢の人間をさばけているというのは、物の見方ができている人たちが集まってくるということだろうと思うんですよね。あるいは、ツアーガイドがついているから、人が順調に流れていくということになるのでしょうか、毎年、こういう意見が出てくるとすれば、ここは僕は課長よりは担当している指導主事がもうちょっと考えなきゃいけないと思いますよ。行った方でどなたか、どうですか。

○金山委員 私は、ウイークデーに行きましたので、とても見やすいなと思いました。案内板は本当に役に立ちました。

ただ、日曜日に行った方がかなり混み合っていましたということでしたので、人数を見ると当たり前かなと思うんですけども、そうするとやっぱり人の流れは考えた方がいいのかなという気は今ちょっとしています。

それと、説明書きの件は、本当に私、今年は増えたなと思いましたので、言っていただいたかいはあるんですけども、やはり説明をつけていच्छるような学校は先生の力が入っているなという感じがします。ですので、どの先生も子供たちのことをよく理解してもらうためだからということで、御協力をお願いしていただきたいなと思います。

それと、一点、質問なのですが、今年359点も減った理由というのは分かりますか。

○持田指導課主査 実は、パネル数は前回とほとんど変わっていないので、学校の選抜というか、選ぶ基準を少し変えたのかどうか分かりませんが、それで結果的には出展数が減ってしまったという形です。確かに、去年よりは面積は減っているのですが、パネル数はほとんど変わっていないんですね。ですから、学校がちょっと選

抜というか、選ぶ件数を減らしたというような形ではないかと思えます。

○小田原委員長　ほかに何かございませんか。

それでは、「おおり展」、指導課についての報告は以上ということで。

ほかに何か報告する事項等がございますか。

○野村学校教育部長　スポーツ施設管理課から1件ございます。

○橋本スポーツ施設管理課長　予定どおりに、このたび富士森の市民体育館が2月から改修工事にかかることになりました。つきましては、改修工事に伴いまして、スポーツ施設管理課の執務室を富士森公園市民球場、野球場の事務室に移転いたします。電話番号等の変更はございませんので、事務の方に支障はないと思えますが、今月末、31日から2月1日、2日というところで引っ越しをいたしまして、事務室の方を移転いたします。

富士森体育館につきましては、これから1年間の工事を行いまして、来年の1月の15日竣工の予定でございます。そこから1か月間、試運転、機械設備の方の点検をいたしまして、来年の2月の15日、再オープンをする予定でございます。

移転と工事につきまして、御報告申し上げました。以上でございます。

○小田原委員長　ということで、事務室が移転するということでございますので、よろしく願います。

そのほか報告する事項等がございますか。

○野村学校教育部長　ありません。

○小田原委員長　ありません。委員の皆さん、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長　ないようでございますので、ここで公開の審議は終わります。

暫時休憩といたします。再開は25分ということでよろしいですか。11時25分まで休憩ということです。休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退室願います。

【午前11時19分休憩】